平成２３年（フ）第１９７号
三重県津市一身田上津部田28番地１　第２セントラルハイツＡ１－４
債務者　宇田　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０３号
三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目２番36号
債務者　下辺　哲士
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０７号
三重県鈴鹿市白子１丁目14―８、住民票上の住所三重県鈴鹿市三日市１丁目16番22号
債務者　吉村　尚記
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１３号
三重県亀山市川崎町4852番地３
債務者　西川　出美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１４号
三重県鈴鹿市神戸２丁目19番34号
債務者　岡本　茂良
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１５号
三重県鈴鹿市三日市１丁目13番21号　ル・ポール三日市２－Ｃ
債務者　田島　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２０号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘１丁目７番15号　ハイツ自由ヶ丘102号室、前住所三重県鈴鹿市国府町5646番地の203
債務者　二河　清史
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９３０号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番４―1011号
債務者　篠原伊都子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８２号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住２－1402号
債務者　藤本　綾子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４２号
神戸市兵庫区西出町２丁目16番15号
債務者　伊藤　雄介
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４３号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番６―716号
債務者　島田　浩美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８６号
兵庫県伊丹市北本町３丁目235番地２　ラド・デル・リオ402号、前住所兵庫県川西市東多田３丁目４番１―303号
債務者　福島　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９１号
兵庫県川西市絹延町１番７―402号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地Ｂ―706
債務者　筆坂　容子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９７号
兵庫県川西市東多田３丁目１番３―1008号、前住所兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12―901号
債務者　中山　正子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７１号
鳥取県米子市両三柳1400番地　アザレアコート431号
債務者　下嶋　芳髙
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４８号
広島県三原市宮沖２丁目９番24号
債務者　おいしい食卓竹さん亭こと　竹野　道彦
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
広島県三原市宮沖２丁目９番24号
債務者　竹野　清子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係